

第5回草津市子ども・子育て会議 会議録

■日時：

平成26年9月5日（金）午後2時00分～午後4時30分

■場所：

市役所8階大会議室

■出席委員：

神部会長、小池副会長、市川委員、伊藤一紀委員、伊藤千津子委員、上田委員、川瀬委員、鈴木委員、田中委員、津田委員、土田委員、馬場委員、山崎委員、和田委員、

■欠席委員：

太田委員、木村委員、柴田委員、時本委員、三木委員、横江委員、

■事務局：

山本子ども家庭部長、米岡健康福祉部理事、望月子ども家庭部総括副部長、西子ども子育て推進室長、山本子ども家庭課長、竹原子ども家庭課参事、横田発達支援センター所長、木村子育て支援センター所長、田中幼児課長、古川幼児課副参事、柴田障害福祉課長、藪田健康増進課専門員、作田学校教育課副参事、川那邊子ども子育て推進室副参事、林中子ども子育て推進室主任、我孫子子ども子育て推進室主事

■オブザーバー（ぎょうせい）：

河野主任研究員

■傍聴者：

8名

1. 開会

【山本部長】

本日は、第5回子ども・子育て会議を開催いたしましたところ、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。日ごろから、草津市の児童福祉の推進につきましては、ご支援ご協力をいただきまして、ありがとうございます。

現在、来年度から始まります子ども・子育て新制度に向け、子ども・子育て支援事業計画、また、幼保一体化推進計画策定の取り組みを進めておりますとともに、本年、11月頃から始まります保育所、幼稚園、また、児童育成クラブの来年度の申し込みも控えておりまして、施設や事業、また、設備、運営等に関します条例を、現在開会中の議会のほうへ提案をしているところでございます。

また、待機児童対策といたしましては、前回の会議等でもご説明、ご報告をさせていただきましたけ

れども、保育所では、小規模保育施設、また、認可保育施設の募集等を行っております。また、児童育成クラブにつきましても、募集を行ってきたというようなところがございます。待機児童の解消に向け、取り組んでいるところでございます。

本日は非常にボリュームが多くなっておりますけれども、これらの事業計画等の中間とりまとめ案という形で、提示させていただいておりますので、協議をいただきまして、12月には市民の方々にパブリックコメント、また、来年3月ごろには最終の子ども・子育て支援事業計画、また、幼保一体化の推進計画を策定し、すばらしい子育て支援のできる草津市を目指して行っていきたいというふうに考えていますので、今後ともご支援、ご協力をお願い申し上げます、初めの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

2. 審議事項

(1) 前回議事内容について

【事務局】

<資料1に基づき説明>

(2) 草津市子ども・子育て支援事業計画の素案について

●素案構成について

【事務局】

<資料2-1、2-2、2-3に基づき説明>

【D委員】

基本目標1)の(1)幼児期の保育・教育環境の整備のところ、乳児も対象になるのか。幼児期と限定して記載していると、少し不自然に感じる。検討していただきたい。

【事務局】

保育ということを念頭に置いておりますので、0歳児からということでご理解をいただきたいと思う。記載の仕方については、検討していく。

【会長】

基本目標2)で順番を入れかえた意図というのは。

【事務局】

順番を入れかえた意図だが、目標全体が、「子どもの権利と安全を守る仕組みづくり」というところで、そもそもの子どもの権利を守る環境づくりというのがやはり一番初めに来たほうが、目標の意図などを

ご理解いただけるのではないかとということで、順番を差しかえさせていただいた。環境について示した後、障害児施策であったり、虐待防止などの要支援児童対策といった細かいところに入っていきうほうが、章立てとしてわかりやすいのではないかとということで、順番を変えている。

【I 委員】

基本目標4) (3) 子育てしやすいまちづくりに関して、関係課と連携して公園づくりを推進してほしい。現状、開発の進んでいないまちもあるので、そのあたりを理解した上で子どもの遊べる環境を整えてほしい。

【事務局】

事業計画内では、公園整備についての詳細は記載しないが、子育てしやすいまちをつくっていくという視点を持って、各事業進めていきたいと考えている。

【A 委員】

基本目標4) の(3)「子育てしやすいまちづくり」に関して、公園や遊び場の整備については、基本目標1)「たくましく育つ」に入る内容ではないか。子ども自身が自立して育っていくということから考えると、公園の中で、親と一緒に遊ぶというよりも、子ども自身が遊ぶ公園も求められているのではないか。親子で楽しむ公園と、子どもがのびのびと遊ぶ公園は、それぞれ役割が違うのかもしれない。そういう点で、基本目標1)にもそういう役割があってもいいのではないか。基本目標4)は、親の視点である。

【事務局】

目標ごとにきちっと分けられるものではなく、一つの事業でも、基本目標それぞれにあてはまる内容であったりするので、体系で載せているものがたくさんある。

【A 委員】

子どもがのびのびと遊ぶ公園について、公園は確かにあるのだが、親子で楽しむ公園というので今精一杯の印象がある。今、小学生を見ていると、栗東市の自然観察の森のような、草津市内で子どもがのびのびと自然体験等を行える場所はないように思う。ロクハ公園等は、子育て親子を対象としたイメージがある。矢橋の帰帆島などをもっと整備するなどして、子どもたちには、自然体験を通して、たくましく生きるノウハウを身につけてほしい。それが学校教育にも生かされてくるのではないかと思う。

【会長】

項目としては、どうか基本目標1) (4)「地域における体験機会の充実」に入るイメージだろうか。

【A 委員】

はい。たくましく育つということにつながる項目かと思う。

【会長】

一つそういうご意見があるので、今後の方向性を考える上でご検討いただきたい。

【C 委員】

子どもの安全という側面で、最近よく大きな公園には監視カメラがつけられている事例があるが、子育てしやすい環境づくりという観点からも、そういった監視カメラ等の導入も、検討いただきたい。また、防犯面は、草津市でどこに相談をしたらよいか交通整理はしておいたほうがいいのではないか。

【事務局】

現状、防犯カメラについては設置していないが、防犯灯の設置等で、安全対策を中心にやっている。防犯対策については、危機管理課が担当している。

【A 委員】

基本目標1) (4)「多様な体験機会の充実」を分割して、地域と学校に項目が分かれているが、少し違和感がある。本来、地域と学校は協働で体験機会の充実をしていくべきではないか。できれば、多様な体験機会の充実で両方を含むということで解釈したいが、そのあたりはどうか。

【事務局】

本編の47～50ページの話だが、決して今おっしゃっていただいたような、地域は地域、学校は学校という、そういう思いはない。前回の、次世代育成行動計画を引き継いだ部分が、この(5)「学校における体験機会の充実」の部分で、学校の議論の中にある学力向上などの内容をこちらに記入しており、いわゆる体験学習、学校も関わりながら、地域も関わりを持たせていただくという部分については、「(4)地域における体験機会の充実」というところで整理している。それぞれの項目の中に、当然のことであるが、協力、連携を図りながらという文言は、意識をして記入させていただきたいと思う。

【B 委員】

基本目標3)「心身ともに健やかな育ちを支援する仕組みづくり」の(1)「妊娠・出産から切れ目のない支援」に「小児医療の充実」が組み込まれているが、この項目が薄らいでしまっているように思う。妊娠・出産に関する支援の比重が高い印象。草津を担ってくれる子どもたちを健全に育てようとするのであれば、乳児と小児、それぞれの施策の配分を均等にしてほしい。

【事務局】

58ページで、小児に対しての支援として、「市内小児科医療の情報提供」の事業を記載しており、市内の小児科とも連携を図り、かかりつけ医、小児救急、休日急病などによる24時間切れ目のない小児

医療体制の構築に取り組むとしている。

【B 委員】

人生のそれぞれの時期に合わせて支援を充実させ、長いスパンで物事を考えてほしいと思う。

【会長】

改めて見たときに、(1)「妊娠・出産から切れ目のない支援」について、この施策の基準、主体が母体なのか、子どもなのかが曖昧になっている部分がある。施策として妊娠・出産から切れ目のない支援というのは、母親に対する支援であり、小児医療については、子どもに対する支援である。これらの項目は、それぞれ分類し、しっかりとケアしていくという形にしたほうがいいのではないかと思う。もう一度、解釈を検討していただきたい。

【C 委員】

切れ目のない支援という観点で、草津市で結婚した方が、出産時に草津を離れ、里帰り出産し、その後再び草津に帰ってこられた際、どのような支援が行われているのか。

【事務局】

草津市ではすこやか訪問事業として、生後4ヶ月までの乳児のいる家庭に助産師または保健師が、生後6ヶ月頃には保育士が訪問し、子どもの発達状況の確認や育児相談を行っている。里帰り出産をされた場合も、ご希望に応じて、随時相談にのる体制はできている。

【D 委員】

子ども・子育て支援事業計画は、幼稚園、保育所、小学校のあたりにフォーカスされているという印象が強く、そのような心構えで読めると思うが、基本目標3)(4)「青少年の健全育成と心のケアを要する子どもの支援」で、急に「青少年」という言葉がくると、不自然に感じ、気になってしまうが。

【会長】

この部分を「青少年」という言葉を記載された意図は何かあるのか。

【事務局】

まず、この子ども・子育て支援事業計画の対象者は、18歳までとその保護者、そして市民の方となっている。「青少年の健全育成」については、子ども・子育て計画の中で明記をしたい意図があり、ここに記載している。青少年については、これだけが目立ってしまうが、例えば、中高生の教育関連部分等については、草津市教育振興基本計画という計画の中で網羅できている。

【D 委員】

そのあたりの関係がどこか説明で入るとわかりやすい。

【事務局】

そこまで詳しくはないが、本編の計画の位置づけのところで説明している。

【会長】

可能であれば、表現も含めて検討していただけたらと思う。

【B 委員】

85ページの利用者支援事業について、利用者支援員の情報提供の相手や範囲について詳しく説明いただきたい。

【事務局】

この利用者支援事業というのは、国の定めた13事業の項目の一つとして、実施しているものであり、端的に言うと、いわゆる保育コンシェルジュ、保育の施設等を案内する人ということになる。あくまで、その施設等を利用する人に対して、例えばその方のライフスタイルに合った、一番よいところをご紹介する、そういう意味の情報提供を行う事業である。

●児童虐待、ひとり親施策について

【事務局】

<資料2-3に基づき説明>

【E 委員】

ひとり親家庭の貧困率の問題は気になるところだが、「貧困率が国では50%を超えている」とあるが、貧困率とはどういう基準で出されるのか。また、草津市の貧困率はどの程度なのか。

【会長】

貧困率というのは、所得が国民の平均値の半分に満たない人の割合をいう。

【事務局】

草津市での貧困率は出していない。所得から貧困率を算出するため、市民税の所得ではなく、国税の所得だと思うので、その関係もあり、事務局で草津市の貧困率は把握していない。一度調べてみるが。

【E 委員】

その数字が出ないと対策もできない。

【事務局】

ひとり親家庭と、父親と母親の二人がそろっている家庭でこれだけの差があるということをわかりやすく表現するために、貧困率を用いているが、もし市の数字がわかるようであれば、加筆させていただく。

【会長】

お願いしたい。

【F 委員】

「児童虐待防止対策の推進」の部分で、この児童虐待の相談件数がどんどん上がっているが、相談に対応する人員体制も重要になってくると思うが、相談対応人数等は、計画へ記載する必要はないのか。

【事務局】

児童虐待の対応人数の数はあげていない。92ページの養育支援事業・要保護児童等に対する支援に資する事業の今後の取組みのところで、「相談員の資質向上を図るとともに、人員増等による相談体制の強化を行う」としているが、このような表現でこの計画ではいきたい。

【会長】

相談員の数について、不足はないか。

【事務局】

児童虐待相談員の資質向上を図るとともに、人員増等による相談体制の強化を図るところで、今現在、正規の職員が相談室に2人と、嘱託が6人在籍しているが、ここ3年間で、毎年1人ずつ職員を増やしていきたいと考えている。

【B 委員】

現実的に、一人の相談員が受け持つ相談件数はかなり多く、今後さらに過酷になってくるのではないかと。毎年一人ずつの増員で対応できるのか。

【事務局】

今現在、小学校区の2学区から3学区を一人の相談員が持っているという現状である。子どもの数で見ると120人ぐらいの子どもを一人の相談員が見ている。今後の方向性として、できれば2学区に1人という形での相談員を配置できればと思う。もちろん、資質の向上というのが大事で、経験年数5年以上のベテランの相談員も2人いるので、その2人が中心となって、その他の相談員を指導しながら色々なケアをしているところである。

【会長】

相談員数は、小まめに増やししながら、手厚くしっかりとケアをしていただきたい。

【D 委員】

96ページの「児童虐待防止対策の推進」に関して、施策の方向と目標値（ベンチマーク）の整合性がとれていないように思うのだが。

【事務局】

施策の方向と推進方策と目標値というのは連動するものであるので、今度提示させていただくときには、整合性に十分気をつけていきたいと思う。

【G 委員】

まず児童虐待防止対策の部分で、時間外対応の相談員は今後充実するのか。パンフレットを見ている、9時から17時までで、その時間帯以外は電話もできないということになっている。そうすると、昼間仕事をしている親が夜帰ってきて悩んでいる時に、どこにも電話ができなくなる。そのような現状が一つある。それともう一つは、ひとり親家庭というのは、意外と短い期間で引っ越しをされる。そうすると、引っ越し前の地域と、引っ越した後の地域の相談員同士がその家庭の情報を共有できていないという現状がある。これらの現状に対して、どのように対策していくのか。

それと、今、3代にわたって虐待が連鎖しているケースが多い。親から虐待されているから、自分が虐待していると自覚していないことが多い。「今まで虐待されていませんか。されていたら、子どもさんにそういうことをする可能性がありますよ。悩んでいたら相談してください」というような簡単なパンフレットを、乳児健診の時などに渡すことも大事なことなのでは。

【事務局】

相談員の時間外の対応については、時間外に相談を受けることもあり、そのあたりは柔軟に対応している。そして、夜間に相談が入った場合、基本的には正職員がその対応に当たっている。補足で、通告等の夜間対応については、県のほうで虐待ホットラインを開設しており、電話対応している。

2つ目に、相談者が引っ越しをした際の引き継ぎはどうなっているのかということだが、比較的軽度なケースについては、相談員同士で十分な引き継ぎを行っている。また、母親が精神的に不安定で、子どもの対応が非常に難しいというケースについては、学区を越えてその相談員が引き続き受け持つような対応もしている。

そして、3つ目のご意見について、次の世代に引き継がれる虐待についても十分に承知している。その親と子どもさんだけを対処するのではなく、家族全体の問題として、その上の世代の方々も含め、関係機関とケース会議を開くなどし、解決にあたっている。

また、不安や問題をかかえる母親に対して、健康増進課へ母子手帳を受け取りに来られた際、様々な

相談室の窓口を案内するために、家庭児童相談室のしおりを渡している。また、健康増進課による健診の際にも、育児をする母親に対して、困っていることはないかという聞き取りを行い、その中で気になる家庭については、関係機関と協働してその家庭を見ていくというような対処をしている。

【G 委員】

虐待という問題に関して、父親が妻や子どもに虐待するケースは多いと思う。それを防止するような父親に対する啓発などの対策はされているのか。

【事務局】

確かに今、母親に対する啓発というのは相当浸透しているが、父親に対する啓発は、これからの段階になる。ただ、母親への啓発は一定の実績があるので、それを参考にしながら、父親のほうに伸ばしていくというような形で、今後取り組んでいくべきであろうと考えている。

そして、虐待防止対策については、草津市要保護児童対策地域協議会という組織があり、学校、子ども相談センター、福祉事務所、警察等が参加し、いろんな事象が起こった場合に、その都度ケース会議を開きながら対応を決め、横の情報交換をしている。

【A 委員】

子育て支援事業計画の概要版で、計画における四つの視点の中の「親の子育て力をサポートする視点」について、横に、「社会全体で子ども・子育てを支える視点」というのがあるので、ここは、「サポートする」で終わらせずに、むしろ「子育て力を高める」など、もっと積極的に子育て力そのものが高まっていくような、そういう視点が非常に大切なのではないかと思う。

（3） 草津市幼保一体化推進計画の策定状況について

【事務局】

<資料3-1、3-2に基づき説明>

【A 委員】

認定こども園になると、短時部と長時部で不公平が生じないかという問題や、所得に応じて保育料が異なるという問題などがある。そういったことも踏まえて、メリット・デメリットを明らかにして進めていただきたい。

【事務局】

まず、1点目のご質問について、例えば、運動会などの行事の練習時間の問題もある。そういった部分については、今認定こども園として運営している園にどのような取り組みをしているのか調査するのも一つであり、また、時間をかけてそのような問題を話し合える場として、カリキュラム策定の検討会

も行っている。お子さんにとって長時部であっても短時部であっても質の高い教育・保育ができるように、検討していきたい。保育料については、国より公定価格という形の利用者負担の上限が示された。保育所のほうはそれほど大きく従来と変わっていないが、幼稚園のほうは、今までは基本的に一律の金額であったが、保育所と同じように、親の所得によって金額が変わるという構成に変わっている。国が示す利用者負担の金額を参考にして、各市町は、実情に応じた保育料の設定を行うのだが、草津市では、保育料に関して12月議会で上程する方向で、今検討している。基本的に保育時間をその保育料で割った、単価的な時間単価というものを意識して、保育所と幼稚園が大体同じような金額になるようなことを意識して、今現在検討しているところである。

【A 委員】

2点伺いたい。1点目は、幼保一体化モデルの中に、保育所型というのがないが、保育所はそのまま残していく計画なのか、保育所型というのは後ほどまた考えていこうとしているのかということ。そして2点目は、幼稚園型で、長時部の終了時間が16時30分と、少し中途半端な時間だと思うのだが、時間延長は可能なのかということ。

【事務局】

1点目のご質問から、保育所型というのは、認可保育所に、認可外の幼稚園がついているようなイメージになる。幼保連携型というのは、認可保育所と認可幼稚園が備わったという形になるので、公としては幼児教育を提供するということで、認可する部分の保育所と幼稚園が合体する幼保連携型が、保育所についてはいいのではないかと、ただ、しかしながら幼稚園については、今の施設の問題であったり、給食の問題もあるため、今の施設の現状からも踏まえ、公立幼稚園としては、幼稚園型というのが妥当なのではないか、という判断になった。

幼保一体型推進計画の概要版の表を見ていただきたい。実施方針を書いているが、実施方針の4番目、公立保育所の認定こども園については、「幼保連携型」を基本に、そして、公立幼稚園の認定こども園については、「幼稚園型」を基本に進めていきたいというふうに今のところ考えている。

そして、2点目の質問、保育の時間延長についてだが、幼稚園型の長時部の終了時間が16時半である点については、現状、預かり保育の時間帯になっているが、まず、モデル園ということで、この時間帯でスタートしていきたいと考える。あと、保護者の方のニーズがいろいろ出てくるかと思うので、引き続きお伺いしながら検討していきたいと考えている。

【C 委員】

幼稚園と保育園が一緒になることは素晴らしいことだと思う。この計画を推進すれば、待機児童もなくなると思う。

【B 委員】

一つ質問。幼保連携型の推進について、今まで幼稚園は文科省、保育園は厚労省が管轄であったが、これから一緒になると主管はどこになるのか。

【事務局】

従来から、今おっしゃっていただいた文科省と厚労省ということで、同じ子どもたちを教育する部分が二つに分かれているという問題あった。今回の認定こども園については、新たに認定こども園に関する法律ができ、内閣府が主管となり実施する。市での問い合わせ窓口は、幼児課となる。

様々な問題もあるが、子どもたちにいい幼児教育と保育を提供するというのは、幼稚園も保育所も変わらない部分であり、幼保一体化というのは幼稚園や保育所の良いところを両方取り入れていこうという試みとなる。モデル園でやってみて、課題を抽出し、そのノウハウを次の園に生かそうという形で、検討していければと考えている。

【C 委員】

管轄が内閣府になるということだが、今の幼稚園、保育所で先生の免許が違うと思うが、それは新たな免許が設定されるのか。

【事務局】

まず、幼保連携認定こども園については、保育教諭ということで、幼稚園教諭と保育士の両方の免許を持った方、そういう新たなカテゴリーになる。現在、おおむねの方が、公立保育所の場合、両方の免許を保有されている状況になっている。

【B 委員】

例えば、幼保連携型や幼稚園型など、決められた教育・保育時間があるが、その日の親の事情によって少しか保育を延長してほしいなど、臨機応変な対応をしていただくことは可能なのか。

【事務局】

保護者の方が病気や用事があるということであれば、スポットの延長保育も利用することはできる。

【C 委員】

認定こども園は、人というのがこの園をつくっていくのだと思う。その人たちがやりやすいようにやっていたかしないと、多分失敗すると思う。設備というのは何とかなると思うが、もし問題が出るとしたら、おそらく人材的な問題だと思う。

【H 委員】

仕事と家庭を両立しながら一生懸命子育てをしている母親がいる一方、保護者の中には、私は子育て

は嫌だから、専門家に任せておけば、何とかしつけてくれるだろうと考える親がいるのも事実。だからこそ、いろいろな保育の施設の形態があると思うが、やはり1ページめの「はじめに」の部分で記載されているように、「家庭での子どもの育ちと学びを補完し」というところを、保護者も関係者も全員が意識をしていくことが大事であると思う。

いろいろな母親の姿があり、働いている母親だけを守るのではなくて、実際に子育てを自分のポリシーの中で大事にしておられる保護者もおられるので、そういうところを忘れないでほしいと思う。

【B 委員】

保育所と幼稚園の先生の連携に関して、ひとつになっていくという部分で今までどのような過程があったのか。

【事務局】

平成23年から幼稚園と保育所の先生による保育実践交流（幼稚園の先生が保育所へ、保育所の先生が幼稚園へ行き、交流を深めながら日々の業務を体験する）が行われ、それぞれの出身母体との違いを肌で感じるという取り組みを始めた。その交流を続けながら、平成24年から人事交流を行った。また、公立幼稚園、保育所の受験資格については、平成16年より保育士、幼稚園教諭、それぞれの試験を、両方の免許・資格を持っていないと受けられないようになった。そして、平成23年からは、受験の入り口を二つから一つにして、「保育士・幼稚園教諭職」という形で、採用している。平成24年から開始した人事交流については、両免許を取っている方を中心に、現在11名ぐらいが経験をしている状況である。

【会長】

最後になるが、やはり主役は子どもたちである。子どもの育ちを豊かにするために幼稚園もあり、保育所もあるということが当然のことであるが、様々な課題を乗り越えてでも、保育園でもなく、幼稚園でもない、認定こども園になる意味という部分を私たちに示してほしいと思う。やはり一緒になることで子どもたちの生活、遊び、そういったものがこんなによくなるんだよ、多少どんなに障害、問題があっても、これは一緒になることで子どもたちがもっと今の生活よりも地域の中で豊かに育つことができるんだよ、ということがわかれば、みんなで支えていくし、努力していくことになる。だから、その部分をもっと私たちに示してほしい。ぜひモデル園をやりながら、単なるその仕組みの問題だけでなく、まさに子どもたちがどう変わるのか、子どもたちにとって一緒になることにどういう意味があるのか。そのあたりをしっかりと検証してほしい。

4. 閉会

【望月副部長】

本日は、長時間ご審議いただきまして、誠にありがとうございました。子どもの最善の利益を実現するという視点が大切であろうかと思えます。先ほどもいろんな委員から御提言がありましたけれども、実は、子ども・子育て支援法、24年度に策定されておるんですけども、この中の基本理念というのがございます。こちらのほうを読ませてもらいます。

第1項に、「子ども・子育て支援は、父母、その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭、学校、地域、職域、その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない」というような、前提が法律の中で定められております。まさに、今日議論いただいた中身というのは、これに基づいて議論されているものでございます。今後、皆様方におかれましては、子どもの、先ほど言いました「最善の利益」のために、相互に協力してまいりたいと考えておりますので、引き続き、御支援のほど、よろしくお願いいたします。

今回ご審議いただきました子ども・子育て支援事業計画と、幼保一体化計画につきましては、年度内につくり上げていく予定をしております。そういうことで、今、ご紹介がありました11月の会議については、相当重要な会議になってまいりますので、次回の会議におきましては貴重なご意見等をいただけますようお願いをいたしまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。